

研究助成応募要項

公益財団法人美術工芸振興佐藤基金

(1) 助成の対象と内容

陶藝、ガラス工芸、金工、石工、木工、漆藝、染織等各種工芸に関し次の様な助成を行う

A. 研究者に対する助成（個人研究・共同研究）

- ①海外へ渡航し、調査・研究活動を行う日本の研究者に対し、旅費滞在費等を支給する
- ②国内で調査・研究活動、成果発表等を行う日本の研究者に対し、費用の全部又は一部を負担する

B. 創作者に対する助成（個人・団体）

- ③海外へ渡航し、調査・研究・創作活動、成果発表等を行う日本の創作者に対し、旅費滞在費等を支給する
- ④国内で調査・研究活動、成果発表等を行う日本の創作者に対し、費用の全部又は一部を負担する

C. 研究会等の開催に対する助成（団体）

- ⑤研究会、講習会等を開催する団体に対し、費用の全部又は一部を負担する

D. 外国人研究者の招聘に対する助成（個人・団体）

- ⑥我が国研究者・創作者との交流を計るため、外国人研究者を招聘する個人・団体に対し、費用の全部又は一部を負担する

(2) 応募資格

①陶藝、ガラス工芸、金工、石工、木工、漆藝、染織等各種工芸の分野を対象とし、調査・研究・学習等を計画に従って遂行するに足る能力を有する者

②研究活動・創作活動・教育普及活動を行う者

(3) 助成予定件数、助成額及び助成期間

①助成予定件数 5 件程度

②助成額 総額 350 万円

③助成期間

2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までに調査研究等を実施すること。

※継続が必要な場合は、改めて申請するものとする。

(4) 応募手続

・申請書用紙の請求

①当法人のホームページ（<http://www.satoh-foundation.jp/>）より、応募要項及び申請書をダウンロードすること。

②または、返信先を明記した A 4 用紙の入る封筒を同封の上、助成金申請書希望の旨を明記し、当法人宛に送付すること。追って申請書を返送します。

・応募方法

当法人所定の申請書に必要事項を記入し、提出書類を同封して当法人宛に郵送すること。ただし、同一年度における当法人への応募は、1 申請者につき 1 件とする。

※公益財団法人美術工芸振興佐藤基金の関係者は応募も推薦もできません。

・提出書類

※申請書・添付書類はホチキスで留めず、クリップ等を使用すること。

※提出書類は原則として返却しません。

①申請書（当法人所定のもの）・・・**原本 1 部及びコピー 5 部**

②添付書類・・・**1 部**

A. 研究者に対する助成（個人研究・共同研究）

- ・研究目的、要旨、研究結果、今後の展望、新知見等をまとめたもの
- ・学会誌、専門誌等に発表した論文の写し、資料写真他（A4）

B. 創作者に対する助成（個人・団体）

- ・創作目的、新規性、オリジナリティが分かるもの。
- ・現在までに制作した作品の写真等（A4）

※作品自体は郵送しないこと。

C. 研究会等の開催に対する助成（団体）

- ・研究目的、要旨、研究結果、今後の展望、新知見等をまとめたもの
- ・団体の活動が分かる資料（A4）

D. 外国人研究者の招聘に対する助成（個人・団体）

- ・外国人研究者の研究業績が分かる資料（A4）

③推薦状

- ・申込書の請求・応募・問い合わせ

〒120-0038

東京都足立区千住橋戸町 23 番地

千住金属工業株式会社内

公益財団法人美術工芸振興佐藤基金 助成事業係

電話：03-3888-7512 FAX：03-3881-1409

(5) 応募期間

受付開始：2025 年 6 月 20 日(金)

応募締切：**2025 年 9 月 19 日(金) 必着**

(6) 選考方法

締切日の約一ヶ月後に当法人助成等選考委員会において選考の上、当法人理事会で決定する。

決定結果は 2026 年 1 月上旬に申込者宛に書面にて通知する。

なお、選考の過程、結果についての問い合わせには一切お答えできません。

(7) 選考委員

小笠原小枝（日本女子大学名誉教授）

原田一敏（東京藝術大学名誉教授）

谷一 尚（林原美術館館長）

内田篤呉（MOA美術館館長）

荒川正明（学習院大学教授）

(8) 助成金の贈呈

出来るだけ申込者の便宜に添う様使用時期に合わせて贈呈する。ただし、2026 年 1 月 1 日以降。

(9) 助成対象者の義務等

- ・助成金の交付前に当法人と覚書を締結しなければならない。

・**助成金は当法人が認めた使途にのみ使用のこととし、申請時の計画と内容が著しく異なる変更は認めない。**やむを得ない事由によって計画に変更が生じた場合、あるいは助成金の使用計画に大幅な変更があった場合は事前に当法人の承認を得ること。

・2027 年 2 月末日までに、当法人の助成により得られた成果、支出した金額等についての「完了報告書」（当法人所定のもの）、「会計報告書」（当法人所定のもの）を提出すること。なお、A. 研究者に対する助成（個人研究・共同研究）・B. 創作者に対する助成（個人・団体）については、成果をまとめた報告書を別途提出すること。

・助成を受けて実施した調査研究等の成果は、2 年以内に公表すること。その際、当法人の助成を受けた旨を明記すること。

(10) 個人情報の取扱い

御記入いただいた氏名、住所などの個人情報は、当法人事務局で厳重に管理し、研究助成に関する連絡、その他事務局業務で必要と事務局が判断する事項にのみ使用致します。